

第5章 地盤沈下対策

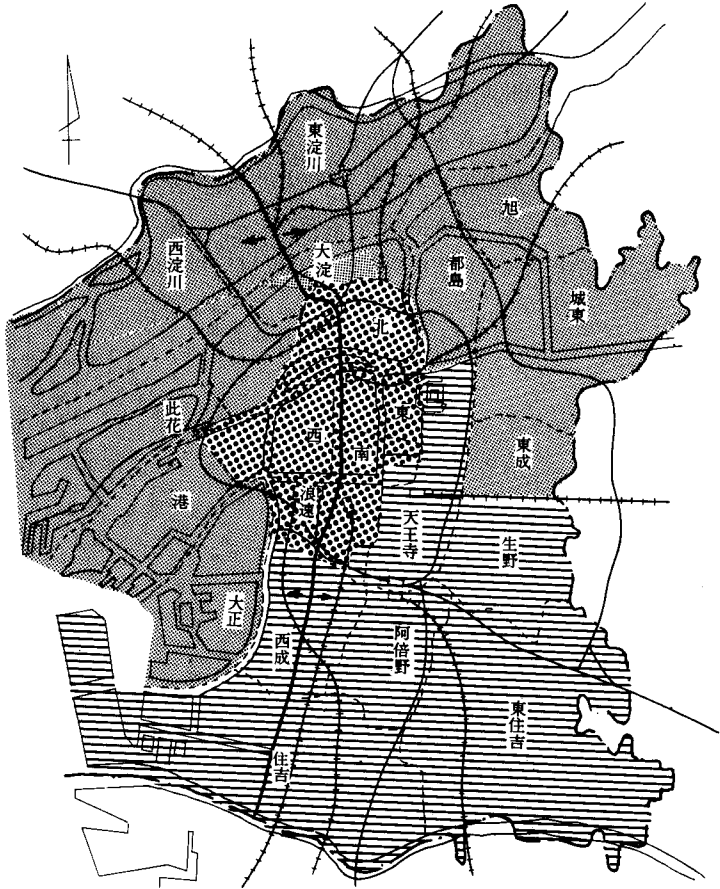
第1 法律・条例による規制

1 法律による規制

昭和46年7月1日環境庁の発足に伴って、従来、通商産業省が行なっていた工業用水法の許可事務等が知事に移されることとなった。

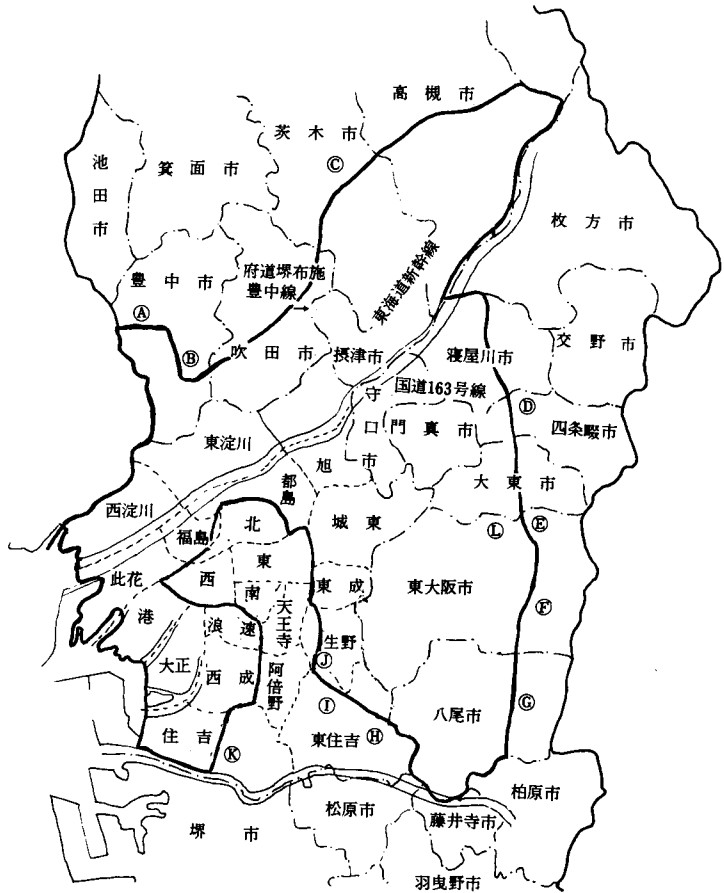
現在、府下において工業用水法および建築物用地下水の採取の規制に関する法律の地域指定を受けている地域は、図-54、55のとおりである。また、この指定地域において許可された井戸の本数と廃止された井戸の本数は表-83のとおりである。

図-54 建築物用地下水くみ上げ規制区域図



- (注) 1 指定地域は、大阪市全域である。
 2 猶予期間は次のとおりである。
 [Dotted pattern] 昭和37.8.31から6カ月間
 [Diagonal lines] " 1カ年間
 [Horizontal lines] " 2カ年間
 3 — は、許可基準境界線を示す。
 4 許可基準は次のとおりである。
 (1) 許可基準境界線以西の区域 井戸の吐出口の断面積 21cm²以下
 ストレーナーの位置 600m以深
 (2) 許可基準境界線以东の区域 井戸の吐出口の断面積 21cm²以下
 ストレーナーの位置 500m以深

図-55 工業用地下水くみ上げ規制区域図



(注) 指定地域は、次のA~Lに囲まれる太線内の区域である。

- | | |
|------------|----------|
| ④府道伊丹豊中線 | ③国道170号線 |
| ②国道176号線 | ⑤平野川 |
| ①名神高速道路 | ⑥国道25号線 |
| ⑦国道170号線 | ⑦平野川 |
| ⑧東大阪市道芝辻子線 | ⑧国道26号線 |
| ⑨近鉄奈良線 | ⑨恩智川 |

表-83 許可井戸本数と廃止井戸本数

地域別	許可した井戸		廃止した井戸	許可使用井戸
	昭和46年7月現在	昭和47年3月現在		
大阪市内	6本	0本	0本	6本
北摂地域	91	0	2	89
東大阪地域	37	2	0	39
計	134	2	2	134

2 条例による規制

昭和46年3月に全面改正された府公害防止条例では、地盤沈下を防止するため、その原因となる地下水の採取を許可制にしている。本府では条例が施行された同年9月10日から東大阪地域の上水事業（給水人口5,000人以上のもの）に対して新設井戸を規制することとした。すなわち、東大阪地域の寝屋川市、四条畷市、門真市、守口市、八尾市、大東市、東大阪市各市の全域または一部地域を地下水採取の規制地域に指定し、当該地域において新たに地下水を採取するための井戸を掘ろうとする者は、知事の許可を受けなければならないことになった。そしてこの場合、当該井戸の断面と採水口の位置が一定の基準にあわなければ許可されないこととなっている。

ただし、府公害防止条例施行以前に水道法により事業認可を受けたもの、または、既設井戸の代替設備として同規模以下の揚水設備については、昭和48年3月31日までは揚水設備の新設を認めるものとされている。

第2 工業用水道の建設と給水

本府においては、地盤沈下対策の一環として昭和39年度から工業用水道の建設に着手し、昭和44年度に一応完了したが、昭和46年度においては、工業用水道法に基づく地下水くみ上げ規制区域内の受水会社367社に対し、地下水くみ上げの代替水として年間総有収水量130,389,992m³を給水した。

また建設改良事業として、地下水くみ上げ規制区域内における新規受水会社に対する配水管布設工事等を施行した（表-84）。

表-84 給水状況

（昭和47年2月26日現在）

区分	3次工水	4次工水	計
会社数	110社	257社	367社
基本日量	150,526m ³ /日	194,406m ³ /日	344,932m ³ /日